

定期監査等における指摘事項の改善措置状況報告書

課名等 施設管理課(庶務・生活環境)

1. 監査実施期日 : 令和2年7月2日
 2. 監査結果報告 : 令和2年7月22日

1 / 4枚目

指摘事項	改善措置状況	備考
<p>【全体】 ア 誤字脱字や記載漏れ、押印・收受印漏れ等の軽微な誤りについてはふせんを付けたので確認して補完、訂正されたい。</p> <p>【サービス関係】 ア 出勤簿において、勤務しなかった時間欄に記載漏れがあったので、補完されたい(R2・桜ノ目)。</p> <p>【物品購入関係】 ア 物品購入関係において、スパイラルシャッター部品購入について、契約保証金の免除の記載がない。契約保証金を免除する場合は、契約伺い及び契約締結報告の起案に、根拠規定を明記されたい(R1・東部汚</p> <p>【業務委託関係】 ア 業務委託契約において、①契約保証金の取扱いについて、契約保証金の免除の記載がないものや根拠規定の引用がないものが複数見受けられた(植栽管理業務、自動ドア保守業務、消防設備点検業務、洗車場入水槽等点検業務ほか)。契約保証金を免除する場合は、契約伺い及び契約締結報告の起案に、免除する旨を根拠規定とともに明記されたい(R1,R2・庶務)。また、引用条項の記載誤りがあったので、訂正されたい(R1,R2・六の国)。②消費税に関する届出書の收受日が契約締結日より後の日付であるものが複数見受けられた(消防設備点検業務、洗車場入水槽等点検業務ほか)。消費税に関する届出書は、契約締結時の提出書類であるので、收受日は契約締結日と同日となる(R1,R2・庶務)。</p>	<p>ア 補完、訂正し職員へ周知しました。</p> <p>ア 補完し、以後適正な事務を行います。</p> <p>ア 補完し、職員へ周知しました。</p> <p>ア ①補完、訂正し職員へ周知徹底しました。 ②補完、訂正し職員へ周知徹底しました。</p>	

※ 改善措置状況は、指摘後早期に改善措置を講じ報告すること。

定期監査等における指摘事項の改善措置状況報告書

課名等 施設管理課(庶務・生活環境)

1. 監査実施期日 : 令和2年7月2日
 2. 監査結果報告 : 令和2年7月22日

2 / 4枚目

指摘事項	改善措置状況	備考
<p>【修繕・工事関係】</p> <p>ア 修繕・工事関係において、①着手届及び工事工程表、現場代理人等通知書の提出期限を遵守していないものが複数見受けられた(トラックスケール整備修繕、側溝内等防水修繕、保守点検整備修繕、破碎機・ブロワ修繕ほか)。事務処理の時系列を整理すると、着手届及び工事工程表は契約締結後10日以内に発注者へ提出となるが、現場代理人等通知書は着手日前までに着手届及び工事工程表と併せて提出となるので、收受日は同日となる(R1,R2・六の国)。②破碎機・ブロワ修繕、保守点検整備修繕、搬入車両集計装置外修繕について、一部下請負承認願に受注者とその下請企業との下請契約の写しの添付漏れがあったので、適正に事務処理されたい(R1,R2・六の国,桜ノ目)。③完成検査復命書の監督員と立会者が同一職員となっているものが複数見受けられた(夾雑物搬送装置修繕、重油地下タンクFRPライニング工事、地下ポンプ室床修繕ほか)。工事等検査規程第7条第1項の規定に基づき、監督員及び当該工事等に精通した職員の立会いのもとに行うものとしてされているので、適正に執行されたい(R1,R2・六の国,桜ノ目,東部汚泥)。④契約方法を1者特命随意契約とし、理由については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号や第5号を適用しているものが複数見受けられた(トラックスケール整備修繕、搬入車両集計装置外修繕、沈殿槽修繕ほか)。当該修繕の予定価格を考慮すれば、同項第1号(地方公共団体の規則で定める金額の範囲内で契約をするとき)＝契約規則第28条各号に掲げる契約の種類に応じた額を適用した少額随意契約に該当する(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号と第2号以下の各号が該当する場合は、第1号が優先適用)。よって、1者特命随意契約を行う場合は、建設工事執行規則第26条第1項ただし書き</p>	<p>ア 職員へ周知し、以後適正な事務処理を行います。</p>	

※ 改善措置状況は、指摘後早期に改善措置を講じ報告すること。

定期監査等における指摘事項の改善措置状況報告書

課名等 施設管理課(庶務・生活環境)

1. 監査実施期日 : 令和2年7月2日
 2. 監査結果報告 : 令和2年7月22日

3 / 4枚目

指摘事項	改善措置状況	備考
<p>(同項各号いずれか1つ)を適用し、1者から見積書を徴収することになるので、該当号数を慎重に見極め、適正に事務処理されたい(R1・六の国、桜ノ目)。⑤破碎機・ブロワ修繕について、部分払と部分引渡しを混同した事務処理が行われていた。支払金額総額には影響はなかったが、部分払金額と部分引渡しに係る請負代金額の算定式は異なるので、双方の支払金額は一致しない。契約書条項(契約書第39条部分払、契約書第40条部分引渡し)を確認し、適正に事務処理されたい(R1・六の国、桜ノ目)。⑥破碎機・ブロワ修繕について、出来高検査復命書の出来高歩合及び出来高払金算定基礎欄に記載誤りがあった。請負代金額の10分の9との記載であるが、契約書第39条第1項の規定に基づき、「出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額」であり、同条第6項の規定に基づき、第1項の請負代金相当額は発注者と受注者とが協議して定めるとされているので、適正に事務処理されたい(R1・東部汚泥)。</p> <p>⑦2系No. 1循環液移送ポンプ修繕について、契約書の契約保証金の項目を「なし」と記載しているが、建設工事執行規則第30条第1項各号いずれか1つを適用することによって免除となるので、「なし」ではなく「免除」と記載されたい(R1・東部汚泥)。</p> <p>【支出負担行為・支出命令関係】 ア 支出負担行為・支出命令関係において、①支出負担行為日に誤りはないが、支出負担行為の事務処理が契約締結日から1か月以上経過しているものが複数あった(エレベータ保守点検業務、空調設備点検業務、機械警備業務ほか)。会計事務規則第39条第1項(別表第4)の規定により、歳出科目が委託料の場合、支出負担行為として整理する時期は「契約締結す</p>	<p>ア 職員へ周知し、以後適正な事務処理を行います。</p>	

※ 改善措置状況は、指摘後早期に改善措置を講じ報告すること。

定期監査等における指摘事項の改善措置状況報告書

課名等 施設管理課(庶務・生活環境)

1. 監査実施期日 : 令和2年7月2日
 2. 監査結果報告 : 令和2年7月22日

4 / 4枚目

指摘事項	改善措置状況	備考
<p>るとき」とされている。併せて、予算事務規則第23条に 予算執行状況の整理の規定があり、支出負担行為の 額等を整理し、予算の執行状況を明確にしておかな なければならないとされている。規定に基づき、適正に 事務処理されたい(R1,R2・六の国,東部汚泥,庶務)。② 機械警備業務について、支出負担行為額が50万円超 300万円以下であるので専決者は事務局長となるが、 課長専決で処理されていた。事務決裁規程に基づ き、適正に事務処理されたい(R2・庶務)。</p> <p>【現金出納簿】 ア 現金出納簿において、5月12日入金のコンプスト袋代 400円について、入金日の記載漏れと入金確認印欄 に押印漏れがあったので、補完されたい(R2・六の国)</p> <p>【公用車運転日誌】 ア 公用車運転日誌において、プリウス(車両番号853 4)の走行距離欄に記載誤りがあったので、訂正され たい(R2・庶務)。</p>	<p>ア 補完し、職員へ周知しました。</p> <p>ア 補完、訂正しました。</p>	

※ 改善措置状況は、指摘後早期に改善措置を講じ報告すること。